

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和5年1月6日（金）

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
予算特別委員会について	3
(1) 設置及び構成について	3
(2) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について	3
(3) 資料請求について	4
令和5年第1回定例会の日程について	5
個人情報保護法の改正に伴う対応について	5

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和5年1月6日（金）		午前9時28分～午前9時43分	
場 所	第3・4委員会室			
出席理事 （8名）	理 事 大 泉 やすまさ	理 事 浅 井 くにお	理 事 島 田 敏 光	理 事 小 川 宗次郎
	理 事 富 田 た く	理 事 太 田 哲 二	理 事 奥 田 雅 子	理 事 藤 本 なおや
欠席理事	（なし）			
理事以外の 出席議員	議 長 脇 坂 たつや	副 議 長 渡 辺 富士雄		
出席理事者	（なし）			
事務局職員	事 務 局 長 内 藤 友 行	事 務 局 次 長 事 務 代 理 長 庶 務 係 長	久 保 井 悦 代	
	議 事 係 長 蓑 輪 悦 男	調 整 担 当 係 長 議 会 法 務 長 担 当 係 長	尾 上 健	
	調 査 担 当 係 長 武 士 清 亮	担 当 書 記	出 口 克 己	

(午前 9時28分 開会)

大泉理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

大泉理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、11月25日、12月6日の2回分について事前に各理事にお送りしていますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。——それでは、御承認をいただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《予算特別委員会について》

(1) 設置及び構成について

大泉理事 次に、予算特別委員会についてです。

まず、設置及び構成について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料はございません。令和5年第1回定例会において、令和5年度当初予算の議案が区長から提出された場合、昨年同様、予算特別委員会を設置することとし、構成員は議員全員としてはいかがでしょうか。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、予算特別委員会の設置及び構成については、説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、そのようにいたします。

(2) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について

大泉理事 続いて、審査方法・日程及び質疑持ち時間について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料1を御覧ください。令和5年第1回定例会予算特別委員会の審査方法について(案)になります。

審査期間は、正副委員長の互選及び各会派の意見開陳に要する2日間を除き8日間とし、審査区分は、資料記載の表のとおり4つのブロックに分け、議員1人当たりの各ブロックの質疑持ち時間を6分としております。各会派の質疑持ち時間は裏面のとおりとなっております。

なお、日程案につきましては、2枚目にお示ししたとおりになります。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、予算特別委員会の審査方法・日程及び質疑持ち時間については、説明のとおりでよろしいでしょうか。——よろしければ、案のとおり日程で考えていきたいと思えます。

(3) 資料請求について

大泉理事 続いて、資料請求について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料2を御覧ください。予算特別委員会の資料請求についての案になります。

まず、昨年からの変更点について御説明いたします。昨年までは、請求書のメール提出の締切日を紙提出の締切日の1日前としておりましたが、紙提出の締切日と本会議初日が同日となるため、窓口に傍聴者と資料請求の提出者の議員がいらっしゃる状態になっておりました。そこで、窓口の密回避等の観点から、提出締切日までメールによる提出をできるように変更いたしました。

続きまして、期限、方法などを確認のために御説明いたします。請求書の提出方法は、メールまたは紙によるものといたします。同じ案件をメールと紙で重複して提出されないようお願いいたします。受付開始は2月1日水曜午後1時からとし、期限はメール、紙ともに2月9日木曜午後1時まで、繰り返しになりますが、提出の最終日は1定の初日で、窓口に傍聴者も来庁されるため、積極的にメールの活用をお願いいたします。

資料請求書の原稿は、1月25日水曜のメール送信及びLINE WORKSに掲載する方法で御配付いたします。また、参考として、修正などがありました前回の請求書を同日付でお配りいたします。

ここからは事務局からのお願いになります。改めまして、請求内容の精査をお願いいたします。また、請求内容は疑義が生じないように、明確かつ具体的に記載されるようお願いするとともに、理事者の資料作成の期間が設けられるよう、可能な限り早期に御提出いただくよう、お願いいたします。

スケジュール案は裏面のとおりになります。以上の内容を会派で共有していただくよう、お願いいたします。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について何かございますか。——それでは、説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

《令和5年第1回定例会の日程について》

大泉理事 次に、令和5年第1回定例会の日程（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料3を御覧ください。

2月9日から3月15日まで、会期は35日間。2月9日木曜、初日は午前10時開会、予算編成方針説明、代表質問。2月15日水曜、中日は、本会議終了後、予算特別委員会の正副委員長互選。2月16日木曜から3月1日水曜まで、常任委員会並びに特別委員会を1日1委員会として開催。3月2日木曜から予算特別委員会を開催。3月14日火曜、議場において予算特別委員会の意見開陳。3月15日水曜午後1時から本会議において議案上程、議決。

以上の日程を御提案させていただきます。

なお、日程案につきましては、本日の議運で御承認いただいた後、ホームページ等で周知する予定です。

また、日程案には記載されておきませんが、1月31日火曜午前10時から議運理事会を開催し、当初予算の説明が行われる予定です。また、翌日2月1日水曜午前10時から議運を開催する予定となっております。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について何かございますか。——それでは、第1回定例会の日程案については説明のとおりになりますので、よろしく願いいたします。

《個人情報保護法の改正に伴う対応について》

大泉理事 次に、個人情報保護法の改正に伴う対応について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料4を御覧ください。令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、関連する法律が個人情報保護法に統合されました。

表の左側を御覧ください。令和4年度までの現行制度では、それぞれ個々の法令等により各機関で取得する個人情報の保護に関する規定が整備されています。表の右側を御覧ください。令和5年度からの個人情報保護制度に関しては、個人情報保護法に一本化されます。なお、この改正個人情報保護法の地方公共団体の機関には、議会は含まれないものとなっております。

2、現状でございますが、令和4年度までの制度の中で個人情報の保護に関する条例

等で議会を対象としているものは(1)と(2)になります。杉並区議会を含めて幾つかの議会では、(3)のとおり議会独自の情報公開条例の定めはありますが、個人情報保護条例を定めていない議会がございます。なお、本日の議会運営委員会理事会では現状の説明のみとさせていただき、3、今後の方向性について各会派の意見集約をお願いいたします。本日の会議終了後に調査票をお配りいたしますので、お忙しいところ恐れ入りますが、1月20日金曜までに事務局まで御提出をお願いいたします。

以上になります。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——ないということですので、今説明にありましたとおり各会派にお持ち帰りをいただいて、また御意見のほうをお寄せいただくような形をお願いいたします。

それでは、この件については継続協議といたします。

ほかに何かございますか。

藤本理事 一昨日、ちょっと事務局には先出ししてあるんですけども、うちの会派からも、あとは区民の方からも言われているんですが、本会議の3定の議事録がまだ全然上がっていないということで、年も明けていますし一体どうなっているんだということで、大変お叱りの声もいただいているんですが、現状の説明をしてください。

議会事務局次長事務代理庶務係長 まず、前提といたしまして記録の作成方法なんですが、定例会終了後に記録業者の方から納品された記録を議事係職員が改めて校正作業を行いまして、議員の方の署名をいただいて内容が確定いたします。内容確定後にホームページの業者に掲載を依頼して公開しているという流れです。

ちょっと現状遅くなっている理由として3点ほど理由が考えられるんですが、まず、一般に3定に関して申し上げますと、3定から4定までの期間が短いために、どうしても3定の校正作業が年内には終わっていないという状況になっております。現状といたしましては、年末年始の時期は、3定の常任委員会と特別委員会の記録はホームページに掲載されているのですが、本会議、決特などの記録が間に合っていない状況というところ です。

2点目、今年度に関して申し上げますと、3定は今回代表質問がありまして一般質問の人数も多かったために、例年よりも記録の量が多くなっているというところ です。

また、今年度なんですが、記録作成の業者が新しい業者に変更になりまして、記録の表記の統一性などの確認のため、初年度ということがございまして、これまでより、より慎重に校正作業を行っておりまして時間を要しているという状況になります。

以上です。

大泉理事 今、そういった説明がございましたけれども、藤本理事、いかがでしょうか。

藤本理事 遅れるなら遅れるで、やっぱりちゃんと説明が必要なんですよ。区民の方も、ホームページにアクセスして会議録を見ようと思っている方も、全然上がっていないし、今の説明でもありましたけれども、特に3定は新区長の最初の議会だということもあって大変注目度もある中で、代表質問も含めてしっかり議事録を確認しながらという方も多いものですから、遅れるなら遅れるで、そういう説明をホームページなり、この議運もそうなんですけれども、平場で議員にはやっぱり説明をしなければいけないだろうと私は思っておりますので、しかるべき対応をしていただきたい。

あとはめどですよ。今後いつぐらいまでにそれが上がってくるのかということは、事務局としては感覚的にどうなっているんですかね。決特も、もう上がっているものもあるし上がっていないものもあるし、今の説明だと統一性がないわけですよ。決特の中でももう議事録が上がっているものもあるんだけれども、ほとんどが上がっていないというような状況もあるので、その辺も何か表記の統一性とか言いながらも、日によって上がったたり上がっていなかったりというのはどういうことなんだろうということもあるので、もう1回ちょっと説明していただけますか。

議事係長 ただいまの御質問の最初のほうのめど、3定の記録はいつぐらいに上がるかというところですが、今、ちょうど決特の資料をホームページの記録業者のほうに、でき上がったものからできるだけ早くという趣旨で、御署名いただいたものからデータを渡して、全てではないかもしれないですけども、来週あたりにある程度上がってくるような段取りになっております。

上がっているものもあれば上がっていないものもあるというところなんですけれども、できたもの、記録署名をいただいて完成したものからできるだけ早く、多少日にちが前後しても、できるだけ早めに上げるということで鋭意作業を進めているところです。3定の本会議録のほうになります。確かにちょっと例年よりボリュームがあったということで、今、もうちょっとで校了というところにして、これからもうちょっとお時間がかかり1月中になってしまうかもしれませんが、これからホームページのほうに上げるような段取りで、できるだけスピードアップしてやっているところです。4定についても、1定が始まる前には何とか並行して間に合わせたいなと思っているところです。

以上です。

大泉理事 事務局のほうから説明をいただきました。今、藤本理事から問題提起をいただきましたけれども、この議事録の掲載の状況については、問題点は幾つか把握されているということですので、それをどうやって今後改善していくかということも含めて検

討していただきたいなというふうに思っておりますので、事務局の方、御検討をよろしくお願いしたいと思います。

議会事務局長 藤本理事、ありがとうございます。例年と比べてやっぱり状況的には遅れているというのがありますので、それについてはおわびしたいと思います。事前に御説明をしない、周知しなかったということについては、今後改めていきたいと思います。事情についても、先ほど説明させていただきましたけれども、記録を作成する業者も違ってきたりしていますので、ちょっと混乱しているのは確かなので、その辺については御理解いただければと思います。今後についてはしっかり、なるべく時間を短くできるような形で進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。すみませんでした。

大泉理事 よろしいでしょうか。

藤本理事 議事録に関しては、これまで議会の中でもさまざまな問題点があったので、1つ、議事録をアップするルール化みたいなものも、今期ではなくて来期にはそういうものもしっかり検討しなきゃいけないと思っていますし、また、都議会みたいに速報版みたいな形で載せているものもありますから、そういうことも含めて、ちょっと議事録の公開の在り方というものは全体的に来期、改選後、見直していくべきだという問題提起をさせていただきます。

大泉理事 ありがとうございます。では、そういった形で来期に向けてというところで、検討課題の洗い出し等をお願いできればと思います。

それでは、ほかに何かございますか。——なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前 9時43分 閉会)